平成２８年（フ）第１４９号
山口県下関市長府松小田西町12番16号
債務者　永原　邦広
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第６３号
愛媛県今治市北鳥生町４丁目１番５号
債務者　高津　直之
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第６６号
愛媛県今治市大西町九王甲1397番地１　フローラルコート105号室、前住所愛媛県今治市喜田村５丁目５番14号
債務者　井手　好子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第５３号
愛媛県宇和島市伊吹町甲42番地１　船田ハイツ203号室
債務者　水野　直也
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２５４号
福岡県小郡市小郡858番地１　まえだビル101号
債務者　濱崎　冴己
1　決定年月日時　平成28年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５４号
福岡県筑後市大字前津847－７　ＧＲＡＮＤ　ＦＯＲＴ金山303号室、住民票上の住所福岡県久留米市城島町江上本552番地１
債務者　池松たつ子
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第５５号
福岡県八女市宅間田584番地１　県営宅間田団地１棟306号
債務者　中島　敦士
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３３３号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木2251番地　池田住宅３－３号、前住所宮崎県日南市南郷町中村乙4906番地４
債務者　岩重　まゆ（旧姓黒岩）
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４０２号
鹿児島県鹿児島市宇宿１丁目７番９号
債務者　宮下　智映
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４０８号
鹿児島県鹿児島市吉野町807番地25（天神山住宅4014号）
債務者　東　　学
1　決定年月日時　平成28年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６号
沖縄県石垣市字大浜571番地６
債務者　小野　初美
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第１１４号
宮城県大崎市鳴子温泉字車湯103番地15
債務者　木下　　竜
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４４号
長野県駒ヶ根市赤穂8200番地３
債務者　久保田宗一
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第２３５号
兵庫県伊丹市稲野町５丁目44番地１　笹井文化北端、前住所兵庫県伊丹市南本町７丁目１番12号
債務者　石原　千代
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６１８号
兵庫県尼崎市御園３丁目18番７号
債務者　山本　光輝
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３６号
兵庫県西宮市山口町下山口１丁目３番５号　ピュアネス山口町210号、前住所神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ34棟405号
債務者　手島　静子
1　決定年月日時　平成28年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月14日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係